

江東区議会政治倫理に関する検討会記録

1 日 時 令和5年6月20日(火)
午前9時58分 開会 午前10時24分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席者

(1) 議 員 () は欠席

| | |
|---------------|---------------|
| ◎ 山本 香代子 (議長) | ○ 徳永 雅博 (副議長) |
| 古賀 じょうじ | さんのへ あや |
| 川北 直人 | 吉田 要 |
| 石川 邦夫 | 大嵩崎 かおり |

(2) 事務局職員

| | |
|-------------|---------------|
| 事務局 長 原 俊二 | 事務局 次長 栗原 真一郎 |
| 庶務係 長 藤田 京子 | 議事係 長 岩瀬 規恵 |
| 調査係 長 若林 克彦 | 庶務係 員 田中 直輝 |
| 議事主 査 志津 友樹 | 調査主 査 野村 領作 |

4 議題等

(1) 議 題

| | |
|-------------------------------|----|
| ① 検討会の設置について…………… | 1 |
| ② 外部有識者について…………… | 2 |
| ③ (仮称) 江東区議会議員政治倫理条例について…………… | 2 |
| ④ 議員研修について…………… | 8 |
| ⑤ その他…………… | 11 |

5 会議内容

別紙のとおり

6 提出資料等

・資料1 政治倫理に関する検討会の設置について

- ・資料2 江東区議会議員政治倫理条例の制定に向けたスケジュール案
- ・参考1 他区の状況（政治倫理条例の制定）

午前9時58分 開会

◎開会の宣告

○山本香代子会長 おはようございます。

ただいまから、第1回目の政治倫理に関する検討会を開会いたします。

検討会の席につきましては、現在お座りの席で御了承願います。

◎議題1 検討会の設置について

○山本香代子会長 では、早速議題に入ります。

協議事項1「検討会の設置について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局次長 それでは、資料1、政治倫理に関する検討会の設置につきまして、御説明いたします。

本検討会につきましては、1、設置の目的に記載のとおり、区議会における政治倫理の明文化及び議員の政治倫理向上への取組等について協議をするため、5月30日の議会運営委員会にて設置が決定されました。

2、構成ですが、会長に議長、副会長に副議長、会員に各会派幹事長及び無所属議員1名となっております。なお、無所属議員の出席者については、調整の結果、さんのへ議員が会員となっております。

次に、3に記載のとおり、傍聴は江東区議会議員のみとし、議事録を調製し、これを公開すること、また、検討状況に応じて外部有識者への意見聴取を行うこととなっております。

最後に、5に記載のとおり、その他必要な事項は会長が決定することになってございます。

説明は以上でございます。

○山本香代子会長 こちらについては、先日の議会運営委員会で決定した事項ですが、皆さん何かございますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 それでは、本件を終了いたします。

◎議題2 外部有識者について

○山本香代子会長 次に、協議事項2「外部有識者について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局次長 議題2、外部有識者についてです。資料はございません。

本検討会の協議内容については、検討状況に応じ、外部有識者への意見聴取を行うものとしております。事務局といたしましては、前期の汚職防止対策等検討会にて御意見を頂戴した弁護士の増田亨氏と公認会計士の中山由紀氏に引き続き依頼することを御提案いたしたいと存じます。

両氏ともに豊富な実務経験や知見をお持ちであり、前期における議論においても貴重な御意見を多数頂戴いたしました。これまでの協議状況も把握されており、本検討会における外部有識者として適任かと存じますが、御協議願います。

説明は以上でございます。

○山本香代子会長 今、説明がありましたけども、外部有識者の方については、今お名前が挙げた2名でよろしいですか。2名の方でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 では、説明のあった2名の方に決定いたします。

以上で、本件を終了いたします。

◎議題3 (仮称)江東区議会議員政治倫理条例について

○山本香代子会長 続いて、協議事項3「(仮称)江東区議会議員政治倫理条例について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局次長 それでは、3、(仮称)江東区議会議員政治倫理条例について、御説明いたします。

前期検討会において、政治倫理の明文化については次期検討事項となっており、政治倫理条例の制定の必要性について、多くの御意見があったところでございます。

資料2の説明の前に、お手数ですが、参考1を御覧願います。こちら、汚職防止対

策等検討会にて既にお示しした資料となりますが、23区における政治倫理条例の制定状況となります。現段階で、北区、新宿区、墨田区の3区が条例を制定しております。右の検討期間ですが、3年の検討期間を経て制定している区もあれば、5か月程度で条例を制定している区もございます。

また、条例制定に当たっては、パブコメ、いわゆる区民意見の聴取をしている区もあれば、実施しない区もある状況でございます。

恐れ入ります。資料2をお開き願います。

こちら、事務局にて、仮に江東区議会として条例制定をするとした場合のスケジュールのたたき台として作成をまいりました。事務局といたしましては、昨年の現職議員が逮捕、起訴された事案を受け、速やかに条例を制定する必要性を踏まえ、年度内に制定すると仮定した場合のスケジュール案をお示ししております。条例を制定するとした場合、当然ながら、条例構成等の協議がメインとなってくると思いますが、月1回程度検討会を実施し、条文の構成、条文の素案等の検討を進めていくことが必要であると考えております。

以上が事務局からの説明となりますが、本日は昨年度において、次年度に継続協議となっておりました政治倫理の明文化において、政治倫理条例の制定に向け協議を進めていくことでよろしいかという点、また、進めていくということでした承を得られた場合、スケジュールにつきましては、まずは年度内での制定を目指し、取り組むことでよろしいか御協議をいただきたく存じます。

また、政治倫理条例は、議員の倫理向上と区民の信頼に応えることを趣旨としており、江東区議会が自主的に条例を制定するものではございますが、制定に当たって、区民意見の聴取を行う必要があるかどうか併せて御協議いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○山本香代子会長 事務局の説明は以上ですが、政治倫理条例については、制定に向けて協議を進めるということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 では、この案で進めていくことで決定いたします。

○石川邦夫議員 条例の制定に関しては問題ない、行っていくという形でいいんです

けども、スケジュール的には、第1回定例会で条例の議決となっておりますけども、条例の構成等に関しては、今後どうなっていくか、どこまでの範囲にするかとか、非常にやるべきことはたくさんある状況を考えていくと、1定を目指していくことはいいんですけども、現実、1定ではできなかった場合の想定とかは、どう考えているのか、そこだけ確認をさせていただければと思います。

○事務局次長 これはあくまで年度内に制定した場合のスケジュールをたたき台として作成しております。確かに、7月以降、条例等の構成を検討していく中で、やはり御協議を慎重に行っていただく必要がある事項等も出てくるかと存じます。なので、そういった場合、例えば検討会の条例の構成等について、もうちょっと慎重に議論を進めるという形で、この期間を長くするといったことは当然ながら可能かと考えております。

その場合には、来年の1定での議決ではなく、来年の2定以降の議決ということも、ケース・バイ・ケースで視野に入れながら、スケジュールを見直していく必要があると考えております。

以上でございます。

○川北直人議員 まず、政治倫理条例を目指すということについては、現段階で同意をさせていただきます。

それから、2つほどありましたスケジュールの件ですが、今、石川幹事長がおっしゃったとおりでございます。まずは会派で、しっかりこのスケジュール感を共有できるかというところは持ち帰りたいと思っているんですが、現在ですと、豊島区が今、倫理条例をつくることで議論を進めておりますが、1年以上、時間が費やされているというところもありますので、江東区議会としてももちろん、決め事ですから、それぞれの会派の主張がぶつかり合うんだと思いますので、一旦はこれで受け取った上で、この1年、来年の1定で条例を目指すという方向性には、会派も含めて議論をさせていただくということの前提で、今日の段階では持ち帰りとしておきたいと思っております。

もう一つが、パブリックコメントというか区民からの意見ということについても、本来は、こうした事案を受けて、公職である我々議員が自ら律するということで、自

らの意思で決めていくのがふさわしいと思うんですけれども、こちらも会派に持ち帰りまして、区民意見を伺う、そうしたタイミングをつくるかどうかについても、後日、また態度表明したいと思います。

以上です。

○吉田要議員 ありがとうございます。我が会派としても、検討会のスケジュール感、そして、1定での条例の議決を目指すという、このスケジュール感で了承で大丈夫ですが、1点、区民意見というものに関しては、どこまでやるべきか、自発的に議会の中で決めるべきなのか、広く区民に区報等を通じて御意見をいただくというところまでやるべきなのかというのは、一度会派に持ち帰らせていただいて、中で協議の上、また、次回以降の検討会で発言させていただきたいなと思います。

今日のところは、そこまででお願いしたいと思います。

○大嵩崎かおり議員 条例制定については、私たちも求めてまいりましたので、進めるべきだと思います。

それで、スケジュールの問題なんですけれども、私は、やっぱりきちんとお尻は決めておいたほうがいいのかと思います。今の事務局の説明だと、検討会自体、月1回程度ということなので、必要があれば、この検討会の回数を増やすことで対応すべきだと思います。もちろん、それでもなお、なかなかまだまとまらないということになれば、1定での条例議決というスケジュールを見直しせざるを得ないかと思うんですけれども、できるだけやっぱり早急に、取りまとめをすべきだというのが私たちの意見でございます。

それから、区民意見ですけれども、やはり区民の皆さんの関心も高い問題でありますので、きちんと区民意見も聴取すると、パブコメ等を実施すべきだと思います。しっかりとやっぱり議会が襟を正して、今後取り組んでいくんだということを広く区民の皆さんにもきちんとお知らせをしていくことが必要だと思います。

以上です。

○さんのへあや議員 江東区議会として政治倫理条例の制定は必須であると考えております。

あくまでも、政治倫理条例は罰則を設けて取り締まるような取締法ではなくて、政

治活動に透明性を持たせる、情報開示請求ですとか透明性ないしは議員として説明責任を果たすというところで大きな役割を持つ条例でありますので、区民意見の聴取というのは、区民参加というところは、私は必須だと考えております。なので、スケジュールに関しても、パブリックコメントを1度でも実施した場合において、どのようなスケジュール感になるのかというのを、次回改めてお示しいただければと思います。

以上です。

○事務局次長 もし区民意見の募集をするといった形になった場合、これは、これからの条例構成等の検討の進捗状況にもよるんですが、もし資料2のとおり、スケジュール案で検討が進むようであれば、例えば11月、12月あたりに、区議会だより等を活用して、区民意見の募集をするといった形で検討を進めていくことは可能であると考えてございます。

以上でございます。

○さんのへあや議員 その場合は、年内の制定というところは少し後ろ倒しになるような形ですか。

○事務局次長 この日程のとおり、例えば、お示しするにも、やはりある程度条例の素案という形でお示しする必要があるかなと考えておりますので、この10月ぐらいまでに、ある程度、素案がつかれるということであれば、年度内の区議会だより等で意見聴取をして、この日程で制定をするといったことは可能かと考えてございます。

○古賀じょうじ議員 維新の会といたしましても、条例制定自体は賛成でございます。

スケジュールのところも示されたもののとおりでいいんじゃないかなと思っていません。

パブコメ、これについては、個人的な意見はありますが、一度会派に帰って検討させていただきたいと思います。

条例のつくり方なんですけども、一から積み上げていくのか、ある程度、ほかの自治体の条例を見て、それを基に修正を加えていくのか、それによってかなり作成時間も変わっていくと思うんですけども、その辺りを教えてください。

○事務局次長 今後の検討会の資料等々につきましては、また、会長とも御相談しながら、出し方については決定していきたいと考えてございますが、やはりゼロから、

白紙からつくり込むというのはなかなか難しい部分もあるかと思いますが、まずは条例の骨格とかそういった部分を、会長と相談して事務局のほうで、ある程度整理して、それをたたき台に、皆様のほうで御議論いただくといった形が一番、効率的かつ速やかに条例制定に向けて検討いただけるのかなと考えてございます。

以上でございます。

○石川邦夫議員 区民意見聴取、先ほど次長からもありました、区議会だより等での意見聴取に関しては、議会としても取り組んでいることの公表になっていくものから、現状としては、区民の意見聴取に関しては、基本的には必要と感じています。

こうした中、先ほど言ったスケジュールに関しては、区民意見を聴取すれば、今後、内容的なものの吟味も含めていくと、スケジュールに関しては、様々な議論の調整次第と思っていますので、現状として、区民意見聴取に関してはしっかりと行っていくべきと、これは会派を代表して言わせていただきます。

以上です。

○大嵩崎かおり議員 中身の話なんですけれども、それを、これからここで議論していく必要があるわけで、ある程度のたたき台も示して、事務局のほうで、会長とも相談して示すということで、ぜひそれは何もないとなかなか議論しにくいと思うんですけれども、全国のいろいろなところで、今、23区では3区ということで資料も示されましたけども、全国では本当にいろいろなところで既に条例を持っていますので、そういうところの優れた条例を、ぜひ参考にする必要があるなと思っています。

政治倫理条例にどういう内容を盛り込むかについては、議会の条例、それから行政側の条例ということで、いろいろ中身も異なっているようなんですけれども、一般的には政治倫理の基準、請負等の制限、資産公開、住民の調査請求、政治倫理審査会、問責制度の6項目が大体示されているようで、全部または一部が規定されているという状況のようなんです。

ですので、23区だけを参考にするということではなくて、全国の条例なども見ていただいて、優れたところを参考にするということでぜひお願いをしたいと思います。

○古賀じょうじ議員 今のところにかぶるんですけれども、おっしゃったように、多分8割方はほかの自治体とかぶるとは思うんですけれども、ざっくり8割方ですか。

ぜひ特色あるところ、そういったところも、事務局の方は大変だと思うんですけども、もし特色ある一文を入れている自治体があれば、そういったものを示していただけると、我々、江東区議会としても強い意思があるというのを示せると思いますので、ぜひ参考として出していただければと思います。

○山本香代子会長　ほかによろしいですか。

では、これはもう皆さん、政治倫理条例については、制定に向けて、これからしっかり協議を進めていくということの確認をさせていただきました。その中で、スケジュールとか、また、パブリックコメントについては、持ち帰りの御意見もありますので、また次回、その中で、素案づくりを目指して取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

◎議題4 議員研修について

○山本香代子会長　続いて、協議事項4「議員研修について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局次長　議題4、議員研修についてです。資料はございません。

昨年度、汚職防止対策等検討会において、さきの政治倫理の明文化とともに、議員の政治倫理意識の向上における取組につきましても次期検討項目となっており、研修を早期に実施してはどうかという御意見もあったところでございます。つきましては、今年度、各議員の倫理意識向上を目的として研修を実施してはどうかと考えております。

なお、開催場所につきましては、全員協議会室を想定しておりますが、7月半ばから9月上旬まで控室工事等が行われること、また、実施に当たっては研修実績のある研究機関等とテーマや日程等について調整を図りながら、実施の準備を進めさせていただきたいというところから、第3回定例会以降で日程を調整させていただければと事務局としては考えてございます。

説明は以上でございます。

○山本香代子会長　こちらについて御意見、御質問ございましたら、どうぞ。何かあ

りますか。

○大嵩崎かおり議員 研修については、前期の検討会でもテーマとして出ていたものですし、私からは、直接今回の事件に関わる内容だけではなくて、例えば、パワハラだとかセクハラだとか、そういう、新宿では条例の中にそういうパワハラだとか、ハラスメントについての規定もあるんですけども、ぜひそういう問題についても、議員研修の中で取り組んでいただきたいなと思っています。

以上です。

○古賀じょうじ議員 先日、新人向けの研修のところでも、一部この点は御説明いただいたと思うんですけども、やはり新人というのもあって、前提条件が分かっていないといいますか、そういったところがありますので、できれば説明プラス、ケーススタディー的な、そういった感じで御説明いただくと、より新人は分かりやすいのかなと。特に今回、44名中13名が新人ということもありますので、お手数にはなると思うんですけども、ケーススタディー的なものも入れていただくと、実効性のある研修になるんじゃないかなと思っています。

○石川邦夫議員 今の意見も、古賀議員の意見も踏まえていくと、一応今の状況でいうと、年1回ぐらいの開催の予定なのか、現状として、中身に踏み込んでいくと、やっぱり何回か必要になる部分もあるのかなと思うんですけども、その考えはどうか、伺いたいと思います。

○事務局次長 まず、今年度につきましては、1回開催を見込んだ形で今、準備をいたしたいと考えてございます。やはり、でも、今後の取扱いについては、議員の政治倫理意識の向上に向けての取組というのは継続的に必要だということも踏まえて、次年度以降の研修についても、引き続き検討を進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○石川邦夫議員 多分、倫理の検討会の内容としては、現状としては、多分条例のほうに特化していかなきゃいけない状況を考えていくと、研修に関しても、中身に関してどういったものが必要なのかは、多少個人的には協議が必要かなと思っておりまして、例えば、そうしたものに関しては幹事長会なり、あと、無所属も含めていくといろいろな意見を聴取して、議員研修の内容に関しては、少し先ほど言ったケーススタ

ディー的なものの要望もあったものですから、内容に関しては、ある程度精査が必要かなと思うんですけども、その辺はどうですか。

○事務局次長　今年度につきましては、政治倫理に関する検討会が立ち上がってございますので、初めの研修ということもございますので、事務局のほうで、ある程度テーマを、ある程度見繕いまして、また、この検討会の場で御協議をいただければと存じます。

以上でございます。

○大嵩崎かおり議員　また、事務局のほうで示していただけるということなんですけれども、もちろん法令に関する問題というのは、もうこれは予断の入る隙がないと思うんですけども、例えば、前期でも問題になっていた、議員としての当然の職務、区民の立場で、例えば相談業務とか立ち会ってやったりとかしなければならぬ場面も出てくるわけですよね。

それに関して、研修といってもなかなか難しいと。そこをどこまでいいのかとか悪いのかとかということになると、一概に事務局のほうでもそれは駄目ですよとかということができないと思うので、そこを、どんな内容にするのかというのは議論を、石川議員がおっしゃったように議論が必要なのかなとは思っております。

○山本香代子会長　ほかに。

そういう意味では、議員研修の内容を事務局と十分話して、そしてまた、皆さんに御意見をいただくことがあれば、また、そのときにこういった研修を考えているんだけどどうかしらという感じでお伺いを立てたいと思います。よろしいですか、そういう形で。

ただ、議員研修、その内容を具体的につて、なかなか皆さんの御意見をというよりも、まず1回目は、当然倫理観をもってお仕事を皆さんはされているわけで、けども、先ほど大嵩崎議員がお話ししたとおり、区民からの要望に対して、行政に対していろいろな働きかけが、それがなかなか難しい、行き過ぎた働きかけなのか、これは別に問題ないのかというところ、そこは結構私自身もなかなか悩ましいところがあると思うけども、そういうところも含めて、今回、第1回の議員研修は、その辺のところをどの程度盛り込めるかどうか分かりませんが、ごく当たり前の部分のところ

が分かっていただけているとは思いますが、そのところをどういう形で議員研修するか、少し練ってみますので、次回また出せるようにしたいと。

○さんのへあや議員 研修の内容に関しては、現実問題、我々は公職選挙法、また、政治資金規正法の2つの法律のところ、ルールにのっとって政治活動をやらなければならない。その2つの法律でもカバーできない部分というところがあるかと思うので、この前提はもう法律でしっかりと定められている、やっていいこと、やってはいけないことと、寄附のところも含めて、しっかりとそこを明文化した上で、ただ、そこから漏れてしまうような、こういった場合があるというところに関して、お金のやり取りをしてはいけないとかというところを、いかに研修の中で伝えていくかというところが必要かなと個人的には考えております。

○山本香代子会長 議員研修、今、様々な御意見をいただきましたので、それを踏まえて議員研修の内容を考えていきたいと思っております。よろしいですか。

ほかにいいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 では、こちらは本件を終了いたします。

◎議題5 その他

○山本香代子会長 続いて、協議事項5「その他」を議題といたします。

各会員の皆様から何かございましたら御意見を伺いたいたしますが、よろしいですか。

事務局から何かありますか。

○事務局次長 次回の検討会の日程につきましては、また、会長と御相談の上、決まり次第、改めて御連絡いたしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

◎閉会の宣告

○山本香代子会長 それでは、以上で本件を終了し、検討会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時24分 閉会